

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案
令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例（平成28年条例第50号）の一部
を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項第4号の規定は、施行日以後に従事した業務に係る教員特殊業務手当について適用し、施行日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和3年3月31日までの間に従事した業務に係る改正後の第5条第2項第4号の規定の適用については、同号中「2,700円」とあるのは「3,600円以内で教育長が定める額」とする。

（理 由）

国における義務教育費国庫負担金に係る最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、本市教育職員の部活動における児童等の指導に係る教員特殊業務手当の額を引き下げするため、本案を提出する。